

第62回 船橋市地域公共交通活性化協議会

令和5年11月9日

1

1. 開会

次第

1. 開 会

2. 概要説明

(1)協議会の運営と本市公共交通の現状について

3. 議事及び報告

(1)【承認事項】令和6年度船橋市公共交通不便地域解消事業の
ダイヤ改正及び運行継続 について

(2)【報告事項】船橋市地域公共交通計画の取り組みについて

(3)【報告事項】委員からの話題について

①他市事例を踏まえた船橋市地域公共交通活性化協議会の
議論活発化への提案(日本大学理工学部 轟委員)

②一般乗合旅客自動車運送事業の(運賃)協議会について
(国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 小林委員)

4. その他

・次回の開催について

2. 概要説明

協議会の運営と本市公共交通の
現状について

2. 概要説明

協議会の運営と本市公共交通の現状について

協議会等の変遷

年	内容
平成20年11月	協議会設立
平成22年4月	委員一部変更
平成25年6月	委員一部変更
平成26年4月	委員一部変更
平成29年10月	委員一部変更
平成31年4月	委員一部変更
令和2年4月	構成委員追加 船橋市経済部 鉄道事業者
令和4年12月	船橋市地域公共交通計画策定

「道路運送法施行規則」に基づく
「地域公共交通会議」

「道路運送法施行規則」と
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の
両方の目的・要件を兼ねる
「地域公共交通活性化協議会」



第1回協議会の様子

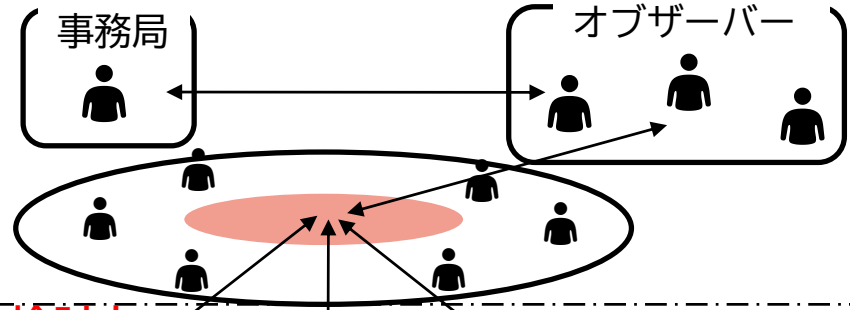
※委員の任期は2年となります。
現委員は令和5年度末までの任期です。

2. 概要説明

協議会の運営と本市公共交通の現状について

協議会

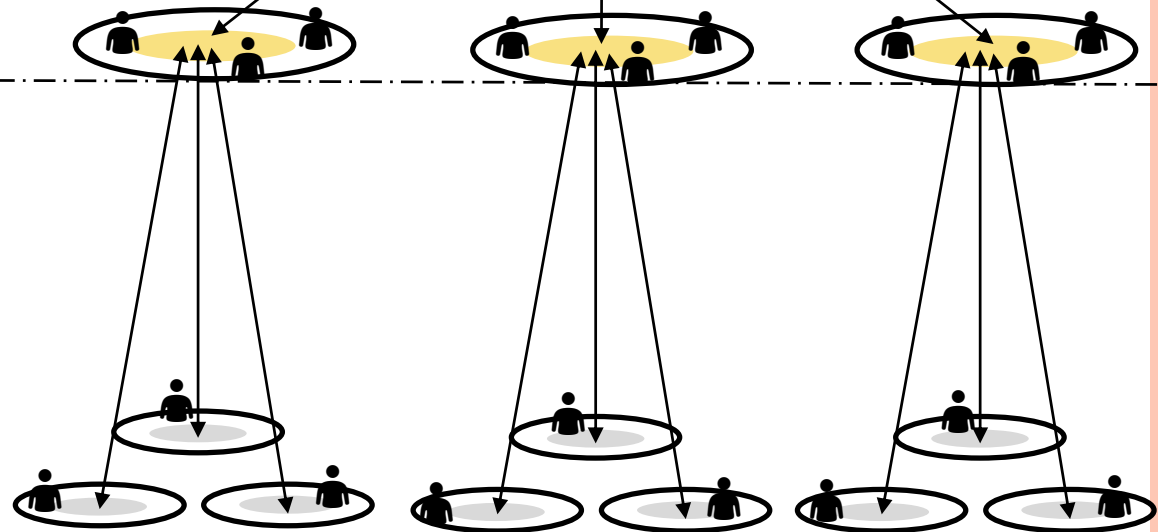
- 予算決算の承認
- 船橋市地域公共交通計画の推進
- デザインナンバー補助金活用
- 部会案件の報告
- オブザーバーからの助言・提案事項



部会 (WG)

新たに運賃協議会部会の設立を検討中
次回、設立についてお諮りします。

- 運賃協議部会 (仮) の開催
- 公共交通不便地域解消事業の報告
- バス・鉄道事業者の現状報告、課題提示
- 新モビリティ等の検討



個別ヒアリング

- 住民からの相談事項の確認
- 現状報告
- 懸念事項の確認
- 部会案件の抽出

※根拠法

地域公共交通会議：道路運送法施行規則（第9条の3）

地域公共交通活性化協議会：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）

2. 概要説明

協議会の運営と本市公共交通の現状について

年度	令和5年度																									
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
月	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下		
協議会							年3回を基準に開催します。(場合によって書面開催あり)																			
部会					協議会前に開催し、事業の実施等を議論します。																					
委員より 事例報告																									委員の取り組み等の報告、意見交換を行っていきます。	
ヒアリング																									ヒアリング随時各事業者や市民へ行っていきます。	

主な承認事項

7月:前年度決算(案)の承認

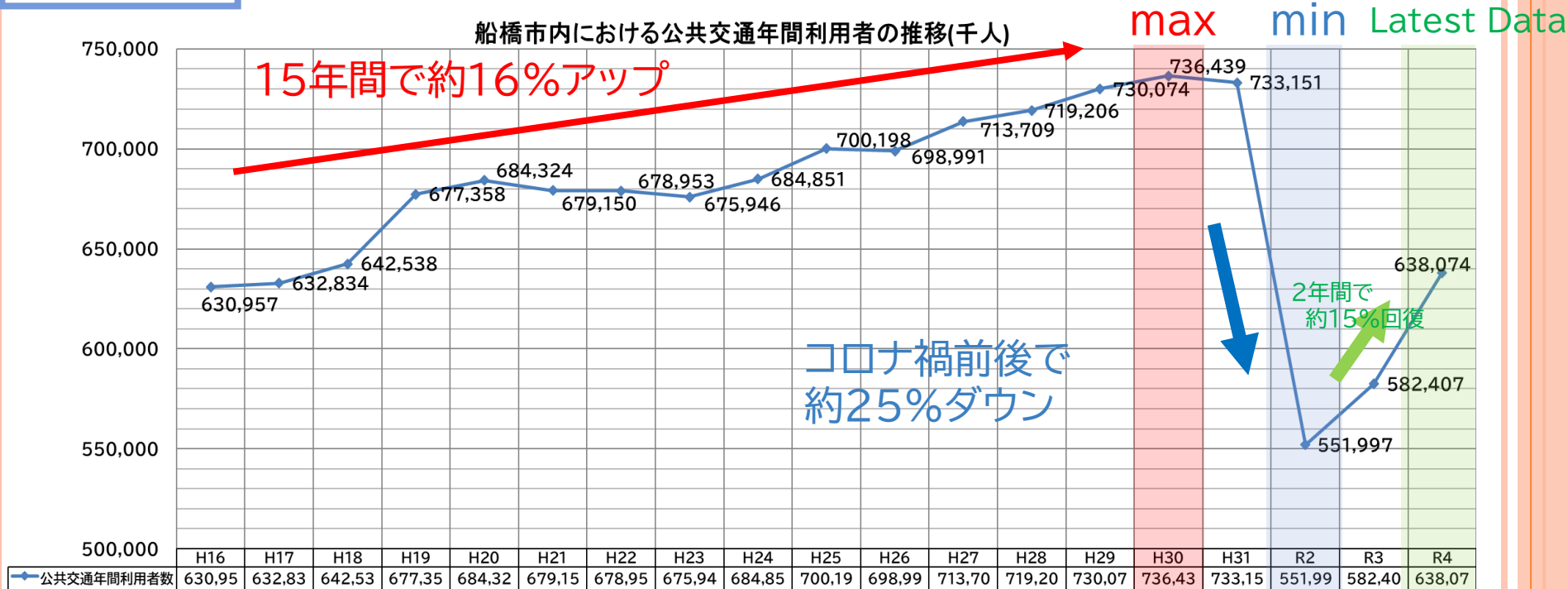
11月:次年度公共交通不便地域解消事業の運行承認

2月:来年度予算(案)の承認

その他:計画の策定、地方版図柄入りナンバープレート助成金の活用
船橋市地域公共交通計画における事業の実施等

協議会の運営と本市公共交通の現状について

鉄道+バス

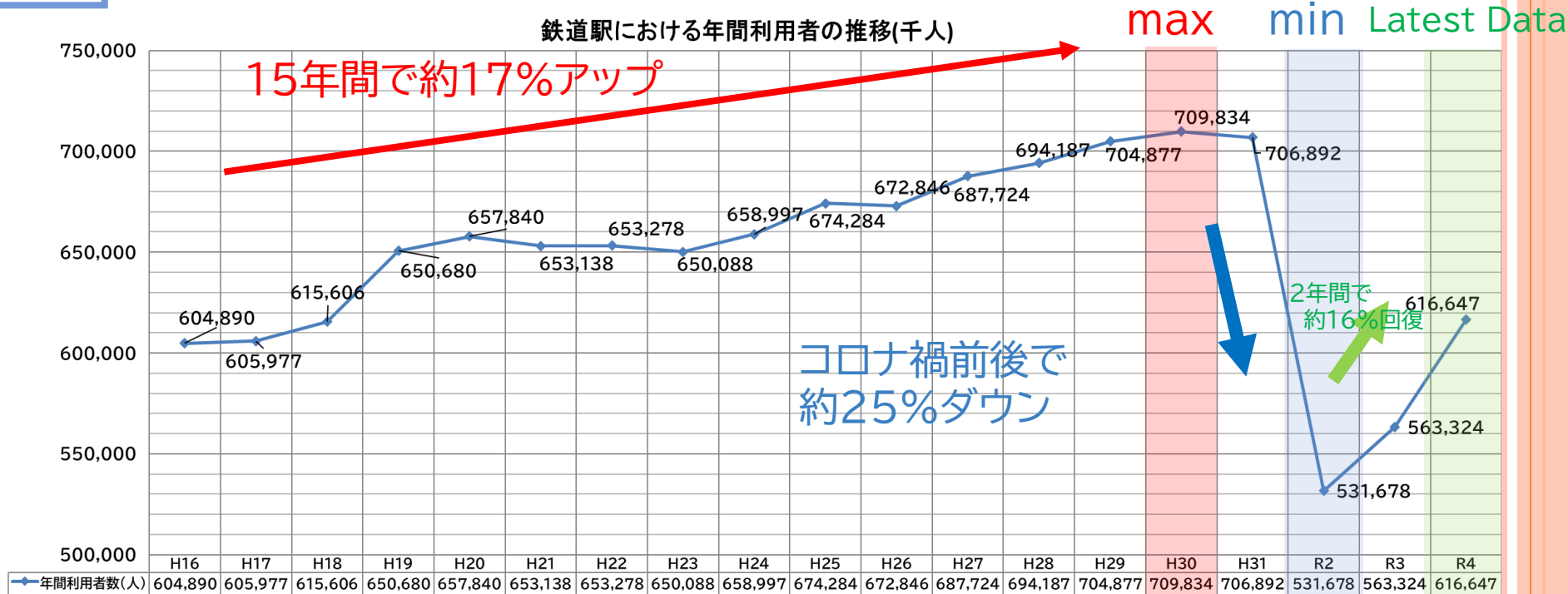


- ・船橋市における公共交通(鉄道・バス)の利用者はコロナ禍以前までは上昇傾向であった。
- ・**最大利用者数**は、平成30年度で、年間約7億3600万人(1日あたり約210万人)
- ・**最低利用者数**は、令和2年度で、年間約5億5000万人(1日あたり約150万人)
- ・**最新利用者数**は、令和4年度で、年間約6億3800万人(1日あたり約175万人)

2. 概要説明

協議会の運営と本市公共交通の現状について

鉄道



- ・船橋市における鉄道の利用者はコロナ禍以前までは上昇傾向であった。
- ・**最大利用者数**は、平成30年度で、年間約7億900万人(1日あたり約194万人)
- ・**最低利用者数**は、令和2年度で、年間約5億3100万人(1日あたり約145万人)
- ・**最新利用者数**は、令和4年度で、年間約6億1600万人(1日あたり約168万人)

参考 (1日あたりの駅利用者数 各社合算値)

利用者数(日本):西船橋駅:約59万人(JPN15)、船橋駅:約34万人(JPN17)、新宿約212万人(World1)、池袋:約170万人(World2)

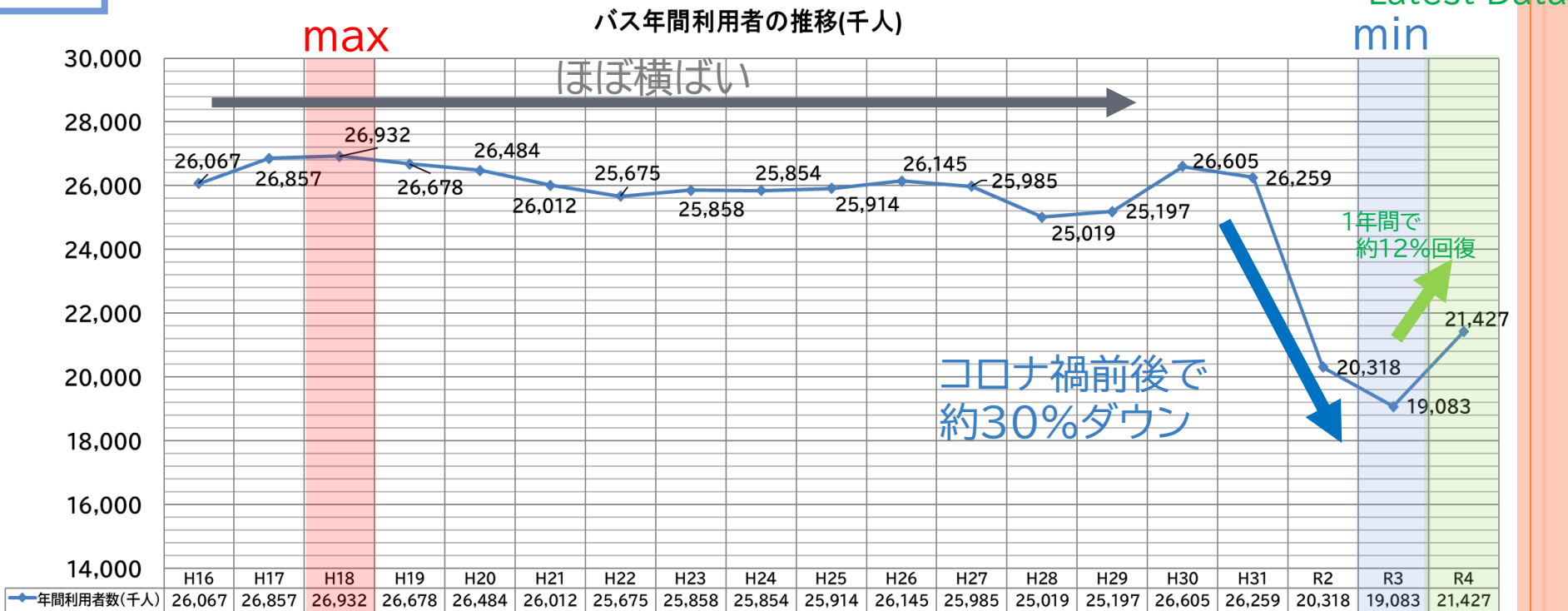
利用者数(世界):パリ北駅:約55万人(EU1)、ハンブルグ中央駅:約55万(EU2)、グランドセントラル駅約70万人(USA1)

参考:国交省国土数値情報

東京都統計年鑑 他各社HP

協議会の運営と本市公共交通の現状について

バス



- ・船橋市におけるバスの利用者は、コロナ禍前でほぼ横ばい
- ・**最大利用者数**は、平成18年度で、年間約2690万人(1日あたり約7.3万人)
- ・**最低利用者数**は、令和3年度で、年間約1900万人(1日あたり約5.2万人)
- ・**最新利用者数**は、令和4年度で、年間約2140万人(1日あたり約5.8万人)

3. 議事及び報告

- (1) 令和6年度船橋市公共交通不便地域
解消事業の令和6年4月1日付ダイヤ改正
及び運行継続について

3.【議事及び報告】

(1)令和6年度船橋市公共交通不便地域解消事業の令和6年4月1日付ダイヤ改正及び運行承認について

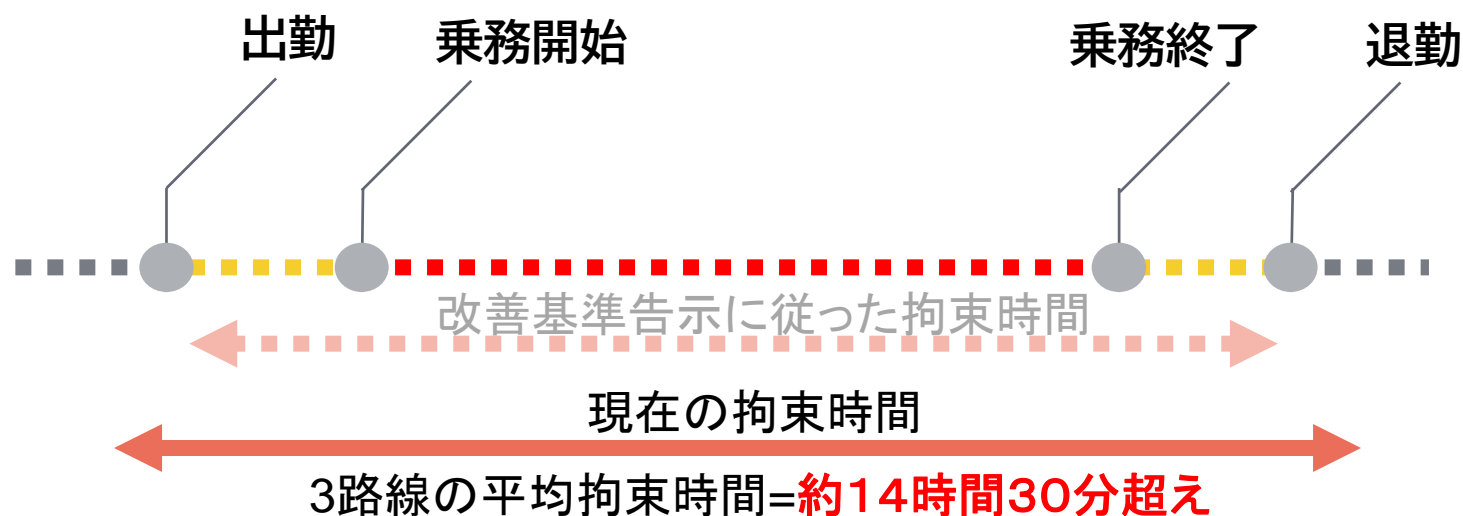
公共交通不便地域解消事業箇所



3.【議事及び報告】

(1)令和6年度船橋市公共交通不便地域解消事業の令和6年4月1日付
ダイヤ改正及び運行承認について

新たな「改善基準告示」[※]について



現在の本事業における3路線の拘束時間は平均して14時間30分を超えている。



乗務員の拘束時間を原則13時間以内に収める必要がある。

13

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」(令和4年厚生労働省告示第367号)により令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用されます。

3.【議事及び報告】

(1)令和6年度船橋市公共交通不便地域解消事業の令和6年4月1日付
ダイヤ改正及び運行承認について

八木が谷線 運行事業者:船橋新京成バス(株)

現行

【二和向台駅】通過予定時刻表

平成24年10月21日改正

行先	八木が谷循環・八木が谷3丁目		
お知らせ	お盆期間(8月13日～15日)、年末年始期間(12月30日～1月3日)の運行について 休日ダイヤにて運行いたします。		
時	平日	土曜	休日
5			
6	00 30	30	30
7	00 30	00 30	00 30
8	00 30	00 30	00 30
9	00 30	00 30	00 30
10	00 30	00 30	00 30
11	00 30	00 30	00 30
12	00 30	00 30	00 30
13	00 30	00 30	00 30
14	00 30	00 30	00 30
15	00 30	00 30	00 30
16	00 30	00 30	00 30
17	00 30	00 30	00 30
18	00 30	00 30	00 30
19	00 30	00 30	00 30
20	00 30	00 30	00 30
21	00 30	00 30	00 30
22	00		



改正

【二和向台駅】通過予定時刻表

平成24年10月21日改正

行先	八木が谷循環・八木が谷3丁目		
お知らせ	お盆期間(8月13日～15日)、年末年始期間(12月30日～1月3日)の運行について 休日ダイヤにて運行いたします。		
時	平日	土曜	休日
5			
6	00 30	30	30
7	00 30	00 30	00 30
8	00 30	00 30	00 30
9	00 30	00 30	00 30
10	00 30	00 30	00 30
11	00 30	00 30	00 30
12	00 30	00 30	00 30
13	00 30	00 30	00 30
14	00 30	00 30	00 30
15	00 30	00 30	00 30
16	00 30	00 30	00 30
17	00 30	00 30	00 30
18	00 30	00 30	00 30
19	00 30	00 30	00 30
20	00 30	00 30	00 30
21	00 30	00 30	00 30
22	00		

平日の始発便を6時から6時30分に、最終便を22時から20時30分に改正し、土休日ダイヤと平日ダイヤが同じになります。

3.【議事及び報告】

(1)令和6年度船橋市公共交通不便地域解消事業の令和6年4月1日付
ダイヤ改正及び運行承認について

丸山循環線 運行事業者:船橋新京成バス(株)

現行

【馬込沢駅東口】通過予定時刻表 平成24年1月16日改正

行先	丸山循環		
お知らせ	お盆期間(8月13日～15日)、年末年始期間(12月30日～1月3日)の運行について 休日ダイヤにて運行いたします。		
時	平日	土曜	休日
5			
6	00 30	30	30
7	00 30	00 30	00 30
8	00 30	00 30	00 30
9	00 30	00 30	00 30
10	00 30	00 30	00 30
11	00 30	00 30	00 30
12	00 30	00 30	00 30
13	00 30	00 30	00 30
14	00 30	00 30	00 30
15	00 30	00 30	00 30
16	00 30	00 30	00 30
17	00 30	00 30	00 30
18	00 30	00 30	00 30
19	00 30	00 30	00 30
20	00 30	00 30	00 30
21	00 30	00	00
22	00		
23			
0			

改正

【馬込沢駅東口】通過予定時刻表 平成24年1月16日改正

行先	丸山循環		
お知らせ	お盆期間(8月13日～15日)、年末年始期間(12月30日～1月3日)の運行について 休日ダイヤにて運行いたします。		
時	平日	土曜	休日
5			
6	00 30	30	30
7	00 30	00 30	00 30
8	00 30	00 30	00 30
9	00 30	00 30	00 30
10	00 30	00 30	00 30
11	00 30	00 30	00 30
12	00 30	00 30	00 30
13	00 30	00 30	00 30
14	00 30	00 30	00 30
15	00 30	00 30	00 30
16	00 30	00 30	00 30
17	00 30	00 30	00 30
18	00 30	00 30	00 30
19	00 30	00 30	00 30
20	00 30	00 30	00 30
21	00 30	00	00
22	00		
23			
0			

平日の最終便を22時から20時に改正し、
土休日の最終便を21時から20時30分に改正します。

3.【議事及び報告】

(1)令和6年度船橋市公共交通不便地域解消事業の令和6年4月1日付
ダイヤ改正及び運行承認について

田喜野井線 運行事業者:京成バス(株)

現行

[津田沼駅]通過予定時刻表

行先 お知らせ 時刻	田喜野井地区循環		
	平日	土曜	休日
5			
6			
7	★ 05 05 50 ★ 50	05 50	05 50
8	30 30	30	30
9	★ 15 15 55	15 55	15 55
10	40	40	40
11	20	20	20
12	00 40	00 40	00 40
13	20	20	20
14	00 40	00 40	00 40
15	20	20	20
16	00 40 ★ 40	00 40	00 40
17	★ 20 20	20	20
18	★ 00 00 40 ★ 40	00 40	00 40
19	三山 20 20	20	20
20	00 40	00 40	00 40
21	15	15	15
22	三山 00		
23			

原印:田喜野井地区循環 津田沼駅ゆき 三山:三山一丁目止り

改正

[津田沼駅]通過予定時刻表

行先 お知らせ 時刻	田喜野井地区循環		
	平日	土曜	休日
5			
6			
7	★ 00 00 50 ★ 50	00 50	00 50
8	30 30	30	30
9	20	20	20
10	00 40	00 40	00 40
11			
12			
13			
14			
15	20	20	20
16	00 40 ★ 40	00 40	00 40
17	★ 20 20	20	20
18	★ 00 00 40 ★ 40	00 40	00 40
19	三山 20 20	20	20
20	三山 00 40	三山 00 40	三山 00 40
21	三山 15	15	15
22	三山 00		
23			

朝便の遅延状況及び利用状況に対応するため、
一部繰り上げ等の改正を行います。

平日・土休日の最終便が20時になります。

3.【議事及び報告】

(1)令和6年度船橋市公共交通不便地域解消事業の令和6年4月1日付
ダイヤ改正及び運行承認について

地元住民への説明会を実施しました。

路線名	日時・場所	参加者
田喜野井線	令和5年8月30日(水)14時～15時 三田公民館	京成バス(株) 船橋市道路計画課 地元住民:21名
八木が谷線	令和5年9月2日(土)14時～15時 八木が谷公民館	船橋新京成バス(株) 船橋市道路計画課 地元住民:81名
丸山循環線	令和5年10月21日(土)16時～17時 丸山公民館	船橋新京成バス(株) 船橋市道路計画課 地元住民:11名



3.【議事及び報告】

(1)令和6年度船橋市公共交通不便地域解消事業の令和5年4月1日付ダイヤ改正及び運行承認について

収支率の比較

	令和5年4月～9月 (平均)	令和4年4月～9月 (運行継続基準)	令和4年度 (最終)
八木が谷地区	63.9%	58.2%	58.6%
丸山地区	103.7%	95.7%	94.1%
田喜野井地区	53.6%	52.8%	52.3%

3.【議事及び報告】

(1)令和6年度船橋市公共交通不便地域解消事業の令和5年4月1日付ダイヤ改正及び運行承認について

収支率50%(100%)を超えるための乗車人数(参考値)

	八木が谷地区	丸山地区	田喜野井地区
1日あたり平均乗車人数 (令和5年9月までを基準)	311人	434人	249人
50% を超えるための 1日あたり平均乗車人数 (令和5年9月までの収支を基準)	247人	211人	230人
100% を超えるための 1日あたり平均乗車人数 (令和5年9月までの収支を基準)	494人 (あと183人)	421人 (あと0人)	460人 (あと211人)
令和5年度 交付決定額	12,037千円	2,276千円	16,877千円

- ・令和5年度の交付決定額は運行経費から運行収入を差し引いた額(運行経費の50%上限)。
- ・4月～9月の収支率が50%を2年連続で下回った場合、路線廃止。

2.【議事及び報告】

(1)令和6年度船橋市公共交通不便地域解消事業のダイヤ改正及び 運行承認について

審議

船橋市公共交通不便地域解消事業について、令和6年4月1日からのダイヤ改正と令和6年度も運行継続するものとしてよろしいかお諮りいたします。

3. 議事及び報告

(2) 船橋市地域公共交通計画の取り組み について

2.【議事及び報告】

(4)船橋市地域公共交通計画の取り組みについて

取り組み1-1, 3-1.3-2
機能充実・連携強化・負担軽減

第1回バス乗務員募集合同説明会を開催しました。

○開催日:令和5年7月10日(月)13時00分～16時30分

○場所:船橋市中央公民館

○主催:船橋市地域公共交通活性化協議会
共催:ハローワーク船橋

○参加事業者:市内を運行するバス事業者7社

○当日参加者:8名

募集ポスター

入場無料・予約不要

地元で働けます!

船橋市内を運行するバス事業者7社による

船橋市バス乗務員募集合同説明会

日時: 7月10日(月) 13:00～16:30 入退場自由
場所: 船橋市中央公民館・6F 講堂 (船橋市本町2-2-5)

【参加バス事業者】※各バス会社に関することは、個別にお問い合わせください
●京成バス(株) ●船橋新京成バス(株) ●ちばレインボーバス(株) ●平和交通(株)
●京成トランジットバス(株) ●京成バスシステム(株) ●鎌ヶ谷観光バス(有)

船橋市内を運行する7社のバス事業者がブースを設置し、人事担当者が採用条件や賃金制度など各種相談にお答えします。
大型二種免許の取得支援を行うバス会社もありますので、お気軽にお越し下さい。

会場案内図

女性も活躍中!
普通免許OK
履歴書不要
大型二種免許取得支援制度
未経験者大歓迎

船橋駅徒歩7分

【日時・会場に関するお問い合わせ】
船橋市地域公共交通活性化協議会(主催)
【事務局:船橋市道路部道路計画課】047-436-2055
【求職に関するお問い合わせ】
ハローワーク船橋(共催)【人材サービスコーナー】047-420-8609(41#)

説明会の様子



2.【議事及び報告】

(4)船橋市地域公共交通計画の取り組みについて

取り組み1-1, 3-1.3-2
機能充実・連携強化・負担軽減

第2回バス・タクシー乗務員募集合同説明会を 市川市と共同開催予定！

- 開催日:令和6年2月18日(日)(予定)
- 場所:船橋市西部公民館(予定)
- 主催:船橋市地域公共交通活性化協議会
市川市公共交通協議会
- 共催及び後援:調整中
- 参加事業者:バス事業者に加えタクシー協会にも
声をかけたいとの市川市からの打診あり
(主に船橋市、市川市を運行する事業者)

2.【議事及び報告】

(4)船橋市地域公共交通計画の取り組みについて

取り組み1-2.1-4.2-1
利便性向上・意識の醸成・
地域と考える継続的な取り組み

地域住民との懇談会(2回目)を開催しました

日時・場所	参加者	内容
令和5年8月23日(水) 15:00~16:00 坪井町松ヶ丘自治会 自治会館1階	・船橋市 道路計画課 ・坪井地区自治連合会 ・坪井町松ヶ丘自治会 ・坪井町緑自治会 ・坪井町向台自治会 ・坪井地区民生委員	●松戸市への視察報告(坪井地区住民) →グリーンスローモビリティの導入希望 ↓ ・継続的な勉強会の開催 ・まちあるき実施によるルート考察 ・運行体制の検討 ・実証運行の実施を目標とする。



2.【議事及び報告】

(4)船橋市地域公共交通計画の取り組みについて

取り組み1-1・1-3・3-1
機能充実・抵抗感軽減・デジタル化

船橋駅北口バスターミナルの運行表示器等について更新(デジタル化)を目指します。

現在の問題点

- ・設置後30年が過ぎており、老朽化や誤表示の事例が増加している。
- ・2024年問題に関連し、事業者の人員が不足しており、安定的な管理が難しい。
- ・兼ねてより北口バスターミナルの複雑化が懸念されており、改善が必要

解決策とその効果

- ・デジタルサイネージ等の導入によりDX化を推進し、維持管理の省力化・省人化を図る。
- ・多言語リアルタイム情報の提供により、市民や観光客、外国人の円滑な移動を実現する。
- ・わかりやすい表示でバス利用の抵抗感を軽減し、市施設等へのアクセス性を向上させる。

船橋駅北口



2.【議事及び報告】

(4)船橋市地域公共交通計画の取り組みについて

取り組み1-1・1-3・3-1
機能充実・抵抗感軽減・デジタル化

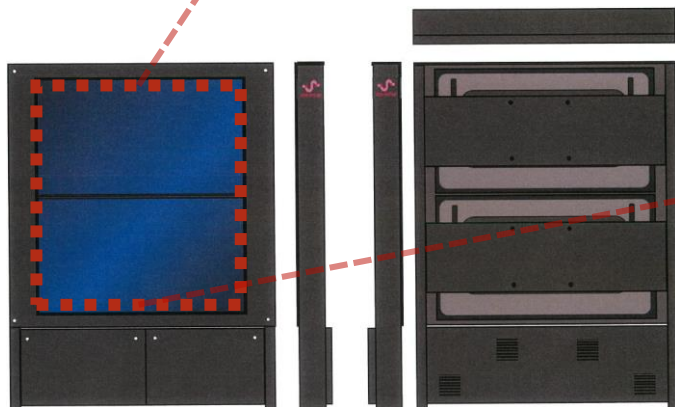
整備後イメージ図

※規格等は実際に整備する機器とは異なります。

事業は決定しているものではなく、変更又は廃止になる場合もあります。



15:56		和歌山バス目的地別発車案内		お知らせ	
2023/02/10 (金)		わかやま バス 目的地 別 出発 案内		携帯や車、刀ハなどの刃物類が多発し(ありませ、必ず入り前には丁寧にお知らせ 後払い品や入念、カギ等の所持品を 持ち出し禁止とさせていただきます。所持品を預け置きはできません。	
和歌山城公園方面 わかやま 公園	のりば 乗降場	J R和歌山駅方面 JRわかやま駅	のりば 乗降場		
16:04 <small>あと 8 分</small> 4	<本町二丁目経由> 新和歌浦 <ふみち23番 経由> 新和歌浦	16:06 <small>あと 10 分</small> 0	<本町二丁目経由> J R和歌山駅 <ふみち23番 経由> JRわかやま駅		
16:06 <small>あと 10 分</small> 0	<本町二丁目経由> J R和歌山駅 <ふみち23番 経由> JRわかやま駅	16:18 <small>あと 22 分</small> 52	<本町二丁目・J R和歌山駅経由> 医大病院 <ふみち23番・JRわかやま駅 経由> 医大病院		
マリーナシティ・黒潮市場方面 マリーナシティ / 黒潮市場	のりば 乗降場	日赤医療センター方面 日赤 救急センター	のりば 乗降場		
15:56 <small>まもなく 分</small> 117	<城北橋・琴の浦経由> マリーナシティ・海潮駅前 <黒潮市場・黒潮市場 経由> マリーナシティ	15:56 <small>まもなく 分</small> 117	<城北橋・琴の浦経由> マリーナシティ・海潮駅前 <黒潮市場・黒潮市場 経由> マリーナシティ		
16:30 <small>あと 34 分</small> 42	<本町二丁目・J R和歌山駅経由> マリーナシティ <ふみち23番・JRわかやま駅 経由> マリーナシティ	16:04 <small>あと 8 分</small> 4	<本町二丁目経由> 新和歌浦 <ふみち23番 経由> 新和歌浦		
紀三井寺方面 キミイ 寺	のりば 乗降場	紀三井寺競技場方面 キミイ 寺 競技場	のりば 乗降場		
15:56 <small>まもなく 分</small> 117	<城北橋・琴の浦経由> マリーナシティ・海潮駅前 <黒潮市場・黒潮市場 経由> マリーナシティ	15:56 <small>まもなく 分</small> 117	<城北橋・琴の浦経由> マリーナシティ・海潮駅前 <黒潮市場・黒潮市場 経由> マリーナシティ		
16:30 <small>あと 34 分</small> 42	<本町二丁目・J R和歌山駅経由> マリーナシティ <ふみち23番・JRわかやま駅 経由> マリーナシティ	16:05 <small>あと 9 分</small> 53	<ブラクリ丁・屋形町経由> 医大病院 <黒潮市場・黒潮市場 経由> 医大病院		
ビッグホール・ビッグウェーブ方面 ビッグホール / ビッグウェーブ	のりば 乗降場	和歌山県立医科大学附属病院方面 わかやま 県立 医大 附属 病院	のりば 乗降場		
16:18 <small>あと 22 分</small> 52	<本町二丁目・J R和歌山駅経由> 医大病院 <ふみち23番・JRわかやま駅 経由> 医大病院	15:56 <small>まもなく 分</small> 75	<土土橋・延崎経由> 労災病院前・坂田 <黒潮市場・黒潮市場 経由> 労災病院前		
16:30 <small>あと 34 分</small> 42	<本町二丁目・J R和歌山駅経由> マリーナシティ <ふみち23番・JRわかやま駅 経由> マリーナシティ	16:56 <small>あと 58 分</small> 75	<土土橋・延崎経由> 労災病院前・坂田 <黒潮市場・黒潮市場 経由> 労災病院前		



3. 議事及び報告

(3) 委員からの話題について

第63回船橋市地域公共交通活性化協議会

【令和6年2月初旬頃を予定】

議題(案)

- ・令和6年度船橋市地域公共交通活性化協議会予算(案)について 【承認事項】
- ・運賃協議部会の設立について 【承認事項】
- ・令和5年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について 【報告事項】
- ・船橋市地域公共交通計画の取り組みについて 【報告事項】

5. 閉会

資料編

地域公共交通会議/地域公共交通活性化協議会/地域協議会の違い

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会	地域協議会
根拠法令等	道路運送法施行規則（第9条の3）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第15条の4第2項）
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ○路線（当該路線が一の市町村内においてのみ行われる路線定期運行である場合に限る。）の休止又は廃止に関する事項 ○自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 	<p>地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議</p> <p>活性化協議会は、鉄軌道や旅客船など、交通会議より広いモードを対象としているんだね</p>	<p>（路線の休廃止の申し出を受け）地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくりその他の生活交通について審議</p> <p>この3つのなかでは一番歴史が古く、主に路線の休廃止の協議を行う場として都道府県が設置しているよ</p>
対象モード	バス・タクシー・自家用有償運送	<p>多様な交通モード（鉄軌道、旅客船等も含む）</p>	バス・タクシー（乗合）※路線定期運行のみ
構成員	<p>前頁参照</p> <p>交通会議には、活性化協議会では必須とされていない「運転者が組織する団体」が必須メンバーになっているよ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体 ○関係する公共交通事業者等、自家用有償旅客運送者、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ○関係する公安委員会及び住民、高齢者や障害者を含む地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域協議会を主宰する都道府県知事又はその指名する職員 ○関係市町村及び関係地方運輸局長又はその指名する職員 ○関係する一般旅客自動車運送事業者
参加応諾義務	法律上規定なし	あり（活性化法第6条第4項「前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない」）	法律上規定なし
協議結果	法律上規定なし	参加者の尊重義務あり（活性化法第6条第5項「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない」）	法律上規定なし

活性化協議会は、乗合バス等の運行費補助（地域間幹線・地域内フィーダー）の交付対象になっているよ

コラム：「地域公共交通会議」と「地域公共交通活性化協議会」は一本化できます！

「地域公共交通活性化協議会」は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく会議体で、地域公共交通計画の作成及び実施について協議検討することを目的とする会議ですが、「地域公共交通会議」と同じ“地域公共交通”を協議対象とする会議体であり、設置要綱等に規定することにより**両方の要件・目的を兼ねた会議体**とすることができます。

〇〇市地域公共交通会議設置要綱（活性化協議会も兼ねる例）

制定 〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第1条 〇〇（市町村）地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、**道路運送法**（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律**（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な**乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等**に関する事項
- （2）**路線**（当該路線が〇〇市内においてのみ行われる路線定期運行である場合に限る。）の**休止又は廃止**に関する事項
- （3）**自家用有償旅客運送**の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （4）**地域公共交通計画の作成及び変更**に関する協議に関する事項
- （5）**地域公共交通計画の実施に関する協議**に関する事項
- （6）**地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施**に関する事項
- （7）前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

～以下略～

地域公共交通会議設置要綱の「モデル要綱」は、通達「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」のなかでお示ししていますので、ご参照ください！

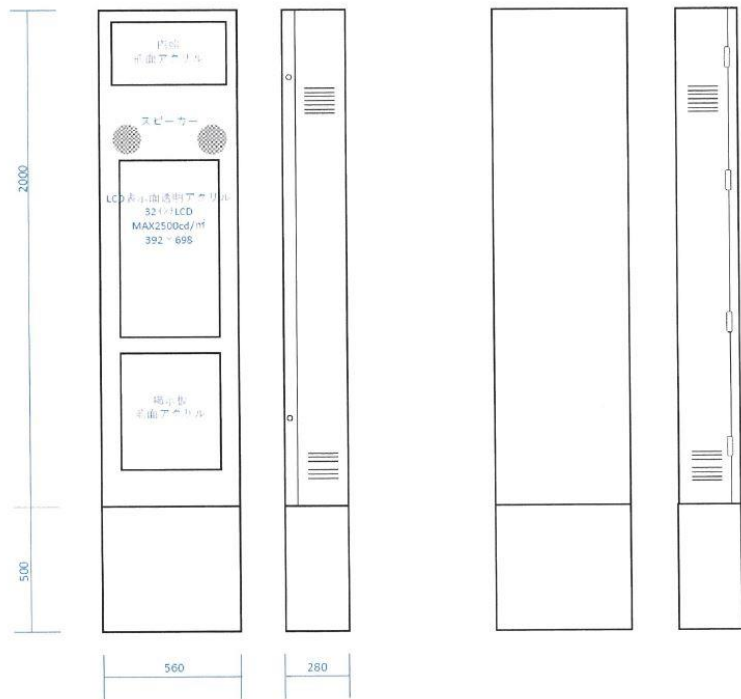


「地域協議会」についても同様に、設置要綱等に規定することにより、両方（「地域公共交通会議」「地域公共交通活性化協議会」「地域協議会」の3つ）の要件・目的を兼ねた会議体とすることができます。

現在の案内板



整備予定

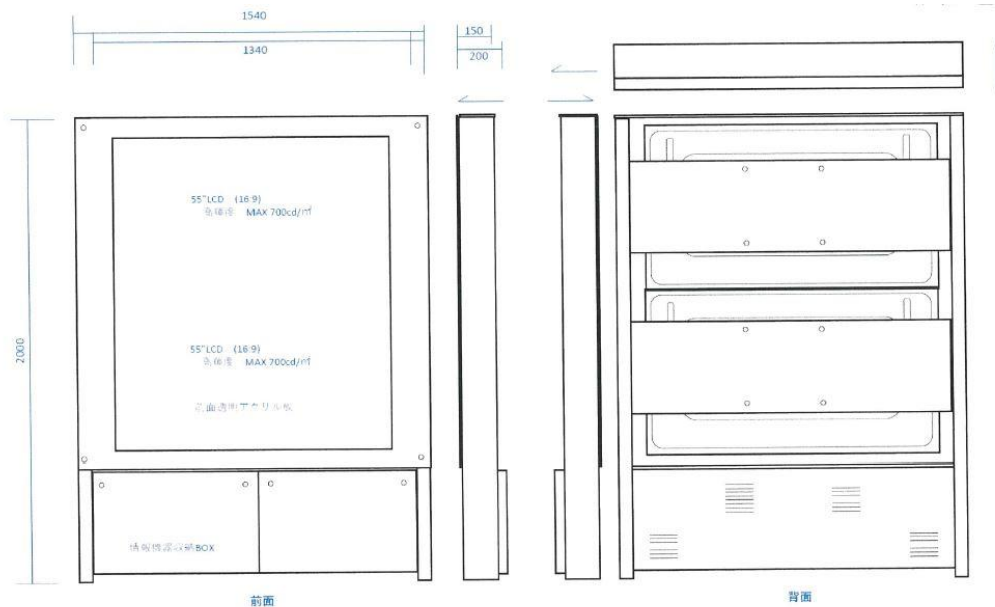


総重量 約95Kg

筐体SPHC 11.5	71kg
ガラス 5mm	73kg
LCD 32" (16:9)	15kg
液晶機器	16kg

入力 AC100V
消費電力 300W以下

・ 掲示板アクリル
横400mm×縦500mm



総重量 約176Kg

筐体SPHC 11.5	71kg
LCD 55" (16:9)	56kg
液晶機器	15kg

筐体SPHC 11.5	71kg
LCD 32" (16:9)	15kg
液晶機器	16kg

入力 AC100V
消費電力 400W以下

説明会での主なやり取り

Q. 運転手を3名体制で運行して、夜間のダイヤを維持できないか。

A. 3名体制で運行するには、人員増が必要であり、運行経費が大きく上昇してしまうこと、運転手の人員不足で人員確保ができないことから、3名体制での運行は難しい状況です。

Q. 昼間の時間帯で減便して、夜間のダイヤを維持できないか。

A. 昼間の時間帯を減便しても、運転手の拘束時間を減らすことができません。運転手が出勤してから退勤するまでの拘束時間は13時間以内、連続運転時間は4時間以内を守る必要があります。拘束時間を13時間以内にするため、どうしても朝か夜間の時間帯を減便する必要がありますが、夜間の時間帯よりも昼の時間帯の方が乗客数は多い現状ですので、朝のダイヤを維持するため、夜間を減便といたしました。

Q. 電車のダイヤと連動したバスのダイヤにできないか。(八木が谷・丸山線)

A. 現在のダイヤは毎時00時ちょうど、30分とわかりやすいダイヤということで、地元の皆様と協議して決定したものです。地元の総意として意見をいただければ、ダイヤ改正を検討いたします。